

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、下北山村における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

平成二十五年十月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 調査を行った者の名称

吉野郡下北山村

二 調査を行った期間

下北山村 平成二十三年四月十九日から平成二十四年八月二十六日まで

下北山村 平成二十四年五月十一日から同年十二月二十四日まで

三 成果の名称

吉野郡下北山村（大字佐田の一部）の地籍図及び地籍簿

吉野郡下北山村（大字上池原、大字池峰及び大字上桑原の各一部）の地籍図及び地籍簿

籍簿

四 調査を行った地域

吉野郡下北山村大字佐田の一部の地域

吉野郡下北山村大字上池原、大字池峰及び大字上桑原の各一部の地域

五 認証年月日

平成二十五年十月十六日